

回数通行券約款

〔昭和57年 4月 1日
制 定〕

改正 昭和61年 3月 31日
平成3年 3月 29日
平成23年 4月 1日

第1条 佐賀県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路の回数通行券（以下「回数券」という。）の発売、使用及び払戻しに関する契約は、この約款による。

第2条 回数券の額及び種類は、佐賀県道路公社有料道路通行料金徴収規程第3条及び第4条第2項に定めるとおりとする。

2 回数券の発売場所は、当該有料道路の料金徴収所とする。

第3条 回数券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台が通行1回限り、券面表示事項に従って使用することができる。

第4条 回数券の通用期間は、公社が通用開始日を指定しない限り、発売日から料金徴収期間満了の日までとする。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとする。

- (1) 当該回数券が廃止されたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。
- (3) 通行料金の額に変更があったとき。

第5条 回数券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項を塗抹し、又は改変して使用したとき。
- (3) その他不正通行の手段として使用したとき。

第6条 公社が業務上必要があると認めるときは、回数券による通行を禁止することがある。

第7条 発売した回数券は、払戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 料金徴収期間が満了したとき。

- (2) 第4条ただし書に該当する事由が発生したとき。
- (3) その他、公社が回数券の払戻しの必要があると認めたとき。

第8条 前2条の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金徴収所において必要事項を掲示する。ただし、公社が特に必要があると認めるときは、佐賀県公報等に必要事項を掲載する。

第9条 回数券の払戻しの期間は、この約款実施日以降において第7条各号の事由が発生した場合に限り、当該事由が発生した日を含め1ヵ月間とする。

第10条 回数券の払戻しの場所は、券面表示の有料道路の料金徴収所とする。

第11条 回数券の払戻しの額は、次に掲げるところにより算定する。

$$\text{払戻しの額} = \frac{\text{回数券の発売価格}}{\text{回数券の発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

2 前項の場合において、払戻しの額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

第12条 回数券の払戻しを受けた者は、公社所定の領収書を提出するものとする。

第13条 回数券は、再発行しない。

附 則

この約款は、公布の日から施行し、昭和57年3月1日から適用する。ただし、第2条回数券発売金額欄の金額の実施は、昭和57年4月1日とする。

附 則（昭和61年3月31日）

この改正約款は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日）

この約款は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この約款は、平成23年4月1日から施行する。